

2020年 5月 20日

No. 518



山田 良平 
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



新型コロナで「国税局猶予相談センター」設置

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた納税者の救済策が続々と講じられる中、国税庁は「国税局猶予相談センター」を開設し、納税猶予制度に関する相談を専門で受け付けています。この相談センターは全国12国税局（沖縄国税事務所を含む）に設置され、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な納税者からの猶予制度に関する一般的な相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、所轄の税務署に申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患（りかん）した場合等、個別の事情がある場合は、納税の猶予が認められる場合もあります。

税務署の審査により猶予が認められると、原則1年間猶予が認められるほか、猶予期間中の延滞税の全部または一部免除、財産の差押えや換価（売却）猶予などが受けられます。

相談は納期限の前でも可能です。事前に「国税局猶予相談センター」に電話して必要な書類を確認するとスムーズに手続きができます。今般、税務署（徴収担当）の電話は大変つながりにくく、また、税務署も大変混雑するため、猶予制度に関する一般的な相談を希望する場合は、自身の住所（所在地）を管轄する、この国税局猶予相談センターを利用するよう呼びかけています。

「国税局猶予相談センターのご案内」（国税庁）についてはこちらからご覧いただけます。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm